平成２２年（フ）第２８３号
青森県弘前市大字青山５丁目３番地４
破産者　葛西　憲次
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６１１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目19番38号、開始決定時の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山２丁目４番26号
破産者　渡邊　正光
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松２丁目６番26号、破産手続開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛749番地83
破産者　大塚　茂昭
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９０３号
埼玉県久喜市久喜東２丁目45番17号　メゾンイースト久喜302号、破産手続開始決定時の住所埼玉県加須市礼羽344番地６
破産者　原岡　　清
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目21番３号
破産者　穂積　俊子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６０号
埼玉県蕨市塚越４丁目３番７号　ドミール彩華207号、前住所埼玉県蕨市塚越２丁目８番10号　ゼルコーバ１―204号
破産者　龍福　通雄
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６１号
埼玉県蕨市塚越４丁目３番７号　ドミール彩華207号、前住所埼玉県蕨市塚越２丁目８番10号　ゼルコーバ１―204号
破産者　龍福美代子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７９号
さいたま市南区大字太田窪2963番地陽光台ハイツ102
破産者　飯島　直晃
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５４号
さいたま市桜区道場２丁目６番７号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字東本郷1595番地の６
破産者　伊東　葉子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０６号
さいたま市大宮区三橋４丁目44番地10、前住所さいたま市北区宮原町４丁目55番地17
破産者　土本　勝之
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
横浜市緑区台村町126番地３　プレステージ中山101号
破産者　杉本　健也
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４６号
山梨県山梨市三富川浦412番地
破産者　日原　　幸
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１７号
大阪府東大阪市俊徳町４―１―20フジコーポ202、住民票上の住所大阪府門真市大字三ツ島1777番地の５
破産者　末﨑　忠幸
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３４号
大阪府寝屋川市田井町18番９号、旧住所大阪府寝屋川市香里北之町25番１号
破産者　吉村　　明
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８４号
大阪府豊中市長興寺北３丁目４番10号
破産者　金山　弘幸
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２７号
兵庫県宝塚市売布２丁目―14番―14―102号、開始決定時の住所大阪市北区天神橋７丁目11番６―2901号
破産者　坂田　富保
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３号
大阪府枚方市星丘１丁目24番18号
破産者　黒木　俊介
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９７号
大阪市城東区新喜多１丁目７番10号、事業所所在地大阪市東成区深江北２―１―３　東陽ビル101
破産者　ディアーズこと　鈴木　一彦
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部